

平成24年度主要な政策に係る評価書

(総務省23-⑬)

政策名 ^(※1)	政策13:情報通信技術利用環境の整備	分野	情報通信(ICT政策)			
政策の概要	超高速ブロードバンド利活用基盤の整備の推進や、電気通信事業における公正競争ルールの整備により、一層の競争促進及び利用者利益を確保することでICT利用者の利便性向上を促進する。また、インターネット上における児童ポルノ等の違法・有害情報及び迷惑メールの問題解決に向けた対策の促進やネットワークセキュリティの高度化等の推進により、安心・安全なインターネット環境の整備を図る。これらにより、情報通信技術に係る利用環境整備を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	ブロードバンド化、IP化の進展による市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場において一層の競争の促進を図り、ICT利用者の利便性向上を実現するほか、情報セキュリティの強化等を推進することにより、安心・安全なインターネット環境を実現する。					
政策の予算額・執行額等	区 分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	1,219,874	1,303,638	3,566,265	3,724,819
		補正予算(b)	89,901	0	1,569,478	0
		繰越し等(c)	0	-15,461		
		合計(a+b+c)	1,309,775	1,288,177		
執行額(千円)		1,162,970	1,144,768			
政策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	「新成長戦略」	平成22年6月18日	「光の道」構想(2015年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスの利用)を実現の目標とし、速やかに必要な具体的措置を確定した上で、所要の法案等を提出する。			

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値)又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
利活用の基盤となるインフラ整備の促進により、超高速ブロードバンドの利活用向上を実現する	1 ・超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率 ・超高速ブロードバンドサービスの利用率	・92.7%(カバー率) ・約38%(利用率) 【22年度】	・97.3%(カバー率) ・約45%(利用率) 【23年度】 <small>(※カバー率のみ H23.9時点→H24.3時点 平成25年2月28日追記)</small>	・1%程度増加(カバー率) ・10%程度増加(利用率) 【23年度】
電気通信市場動向等の調査研究を行い、その結果を公正競争ルールの整備に活用することにより、一層の公正競争環境を実現する	2 電気通信市場動向等の調査等による競争状況の評価及び省令改正等の実施	電気通信分野における競争状況の評価の実施及び省令改正等の検討 【22年度】	・外部有識者から構成される「競争評価アドバイザリーボード」を開催し、調査研究によって得たデータを基に「電気通信事業分野における競争状況の評価」を取りまとめ、公表を実施。 ・また、電気通信分野における料金算定等や電気通信番号利用等に関し、情報通信審議会や研究会等において検討を行うための基礎資料として活用するとともに、得られた結果を踏まえ、省令改正等を実施。 【23年度】	電気通信事業分野における競争状況の評価の実施及び省令改正等の検討 【23年度】
東日本大震災の発生により、広範囲にわたり、輻輳や通信途絶等の状態が生じたことを踏まえ、緊急事態における通信手段の確保を実現する	3 緊急事態における通信手段の確保に向けた必要な措置(例えば、国による基準の見直し、事業者への要請等)の実施	緊急事態における通信手段の確保に向けた必要な措置の検討 【22年度】	・平成23年4月より「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」を開催し、同年12月に最終取りまとめを公表。最終取りまとめのアクションプランに基づき、国、各事業者等において所要の取組を順次実施。 ・また、検討会での議論を踏まえ、電気通信設備の安全・信頼性基準の見直しを実施。 【23年度】	適切な実施 【23年度】
迷惑メール対策を強化することで、安心・安全なインターネット環境を実現する	4 特定電子メール法に基づく迷惑メール対策の措置件数	・警告メールの発出 6,191通 ・報告徴収 49件 ・行政処分(措置命令) 7件 【22年度】	・警告メールの発出 5,025通 ・報告徴収 50件 ・行政処分(措置命令) 10件 以上のとおり、行政処分等、特定電子メール法に基づく措置を適切に実施。 【23年度】	行政指導等の適切な実施 【23年度】
児童ポルノブロッキング対策及び事業者等によるインターネット上の違法・有害情報への適切な対応により、安心・安全なインターネット環境を実現する	5 「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」による技術的課題の分析、インターネット上の違法・有害情報に関する相談業務の着実な実施等	相談件数:1,345件 【22年度】	相談件数:2,703件 以上のとおり、相談業務等を適切に実施。 【23年度】	適切な実施 【23年度】

インターネットのIPv6対応促進により、インターネットとその利用の安定的な発展を確保する	6	IPv6インターネット接続サービスを提供するインターネット接続事業者数	18社 【22年度】	41社 【23年度】	40社 【23年度】
情報セキュリティマネジメントの高度化による情報セキュリティの向上を実現する	7	情報セキュリティマネジメントの高度化に係る国際標準化の提案	ガイドラインの高度化に係る基本的な調査を実施 【22年度】	電気通信事業分野における情報セキュリティマネジメントシステムの高度化に関する検討を行い、ITU-T SG17に標準化に資する提案を実施。 【23年度】	ガイドラインの国際標準化に資する提案の実施 【23年度】
電子署名に関する調査研究を実施することにより、認証制度の安全性・信頼性の向上を実現する	8	電子署名法に基づく技術動向調査による技術評価レポートの公表	電子署名に関する調査研究の実施 【22年度】	電子署名に関する調査を実施するとともに、セミナーを開催し、技術の最新動向について周知・広報を実施。 【23年度】	技術評価レポートの公表 【23年度】
「マルウェア配布等危害サイト回避システム」により、安全なインターネット利用環境の整備を実現する	9	「マルウェア配布等危害サイト回避システム」の実証実験の実施による運用スキーム(ガイドライン)の策定	「マルウェア配布等危害サイト回避システム」の小規模な試用版を構築し、機能検証を実施 【22年度】	同システムを構築し、実証実験を実施。また、同システムの効果的・安定的な運用のため、技術面、利活用面等における課題の整理、検討を実施し、報告書として取りまとめ。 【23年度】	同システムの構築及び効果的・安定的な運用に関する運用スキーム等(ガイドライン)の策定 【23年度】
特定無線設備等に係る市場調査やMRA研修会等による基準認証制度の適正・健全な運用を確保する	10	・市場調査を行う機器台数 ・MRA国際研修会の参加者数	・50台(機器台数) ・80人(参加者数) 【22年度】	・83台(機器台数) ・93人(参加者数) 【23年度】	・50台(機器台数) ・80人(参加者数) 【23年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業における公正競争ルールの整備に資する調査研究の実施等については、「電気通信事業分野における競争状況の評価」を取りまとめ、公表したほか、電気通信分野における料金算定等や電気通信番号利用等に係る必要な省令改正等を実施したことにより、目標を達成することができた。 ・緊急事態における通信手段の確保の実現については、「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」を開催し、アクションプランを取りまとめた。また、電気通信設備の安全・信頼性基準の見直しを実施したことにより、目標を達成することができた。 ・電気通信分野の消費者行政の推進については、迷惑メール対策について、行政指導や行政処分などを実施し、より一層の法の実効性を強化するとともに、国際連携について一層の強化を図った。また、違法・有害情報対策については、中小プロバイダ、学校関係者、一般利用者等からの相談業務を着実に実施したことにより、目標を達成することができた。 ・インターネットの高度化については、IPv6対応を促進するため総務省ではIPv6研究会を開催し、平成23年12月に「第3次報告書」を取りまとめた。これにより通信事業者の積極的な取組に寄与し、目標を達成することができた。 ・情報セキュリティの強化については、ITU-T SG17に標準化に資する提案を行ったことにより、目標を達成することができた。 ・基準認証制度の推進については、特定無線設備等の市場調査及びMRA国際研修会を実施したことにより、目標を達成することができた。
	目標期間終了時点の総括	<p>上述のとおり、電気通信事業における公正競争ルールの整備や緊急事態における通信手段の確保の実現等により、ICT利用者の利便性向上を促進し、また、違法・有害情報及び迷惑メールの問題解決に向けた対策の促進等により、安心・安全なインターネット環境の整備を図るなど、施策目標の達成に向けて着実に成果を上げているものと認められる。</p> <p>引き続き、基本目標の達成に向け、積極的に取り組むこととする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	電気通信市場の動向調査については、学識経験者で構成された「競争評価アドバイザーボード」を開催し、調査研究のデータを基に電気通信事業分野における競争状況等について議論していただき、その結果を今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○「電気通信事業分野における競争状況の評価2010」の公表(平成23年9月7日) (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_01000030.html)
---------------------------	---

担当部局課室名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他5課室 電波部 電波環境課	作成責任者名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課長 吉田博史	政策評価実施時期	平成24年9月
---------	--	--------	--------------------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。